

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ
年金・長寿医療グループ
☎011-290-5601
北海道後期高齢者医療広域連合

平成23年度保険料のお知らせと 被保険者証更新のお知らせ

平成23年度の保険料は、7月に個別にお知らせします

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割【1人当たり】} & + & \text{所得割【本人の所得に応じた額】} & = \\ \hline 44,192\text{円} & & \begin{array}{l} \text{【平成22年中の所得-33万円】} \times \\ 10.28\% \end{array} & \\ \hline & & & \text{1年間の保険料} \\ & & & \text{《上限額50万円》} \\ & & & \text{※100円未満切り捨て} \\ \hline \end{array}$$

※月の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

■保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

被保険者と世帯主（被保険者でない世帯主も含む）の所得の合計で判定します

所得が次の金額以下の世帯	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	4,419円
33万円	6,628円
33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）	22,096円
33万円+（35万円×世帯の被保険者数）	35,353円

②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険[※]の被扶養者だった方は、所得割は掛かりません。また、均等割を9割軽減します。
※『協会けんぽ』など主にサラリーマンの方が加入している健康保険のこと。

■保険料の支払い方法

●年金からの支払い

特に手続きは必要ありません。

●口座振替での支払い

年金・長寿医療グループで手続きが必要です。

▶手続きに必要なもの 保険証、印鑑、預金通帳とその届け印

■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少やその他の特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、年金・長寿医療グループへご相談ください。

東日本大震災で被災された被保険者の皆様へ

●7月1日から受診の際に保険証の提示が必要です
保険証の再交付を希望される方は、年金・長寿医療グループへお問い合わせください。

●保険料や医療機関へのお支払いが困難な方へ
財産に著しい損害を受けたことなどで、保険料や医

療機関への支払いが困難な方は、申請により、減額や免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料を支払うことが困難な場合は、口座振替や納入通知書での支払いに変更することもできます。

※詳しくはお問い合わせください。

新しい保険証を7月に送付します

現在、ご使用の保険証は、8月以降使用できなくなりますので、新しい保険証が届きましたら、そちらをご使用ください。

●新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日です

●紛失したときや汚れたときは再交付できますので、年金・長寿医療グループまでお申し出ください

●今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります

保険証の色は変わりません（黄色）

減額認定証も新しくなります

現在、ご使用の減額認定証も、8月以降使用できなくなりますので、新しい認定証が届きましたら、そちらをご使用ください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください。

▶対象となる方

●世帯全員が住民税非課税である方のうち世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）または老齢福祉年金を受給されている方（区分Ⅰ）

●世帯全員が住民税非課税の方（区分Ⅱ）

減額認定証の色も変わりません（橙色）